

○財務省告示第百九十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成三十年七月豪雨を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成三十年七月十三日

財務大臣 麻生 太郎

都道府県	指定地域
岐阜県	岐阜市 高山市 関市 中津川市 美濃市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市 下呂市 加茂郡坂祝町 加茂郡富加町

兵庫県

京都府

姫路市
豊岡市
西脇市
篠山市
養父市
丹波市
朝来市
宍粟市
たつの市
多可郡多可町

福知山市
舞鶴市
綾部市
宮津市
京丹後市
南丹市
船井郡京丹波町
与謝郡伊根町
与謝郡与謝野町

加茂郡川辺町
加茂郡七宗町
加茂郡八百津町
加茂郡白川町
加茂郡東白川村
大野郡白川村

岡山県

鳥取県

岡山市
倉敷市
玉野市
笠岡市
井原市
総社市
高梁市
新見市
瀬戸内市
赤磐市

鳥取市
八頭郡若桜町
八頭郡智頭町
八頭郡八頭町
東伯郡三朝町
西伯郡南部町
西伯郡伯耆町
日野郡日南町
日野郡日野町
日野郡江府町

神崎郡市川町
神崎郡神河町
赤穂郡上郡町
佐用郡佐用町
美方郡香美町

愛媛県

広島県

今治市
宇和島市
大洲市
西予市

広島市
呉市
竹原市
三原市
尾道市
福山市
府中市
東広島市
江田島市
安芸郡府中町
安芸郡海田町
安芸郡熊野町
安芸郡坂町

真庭市
浅口市
都窪郡早島町
浅口郡里庄町
小田郡矢掛町
苫田郡鏡野町
英田郡西粟倉村
加賀郡吉備中央町

高知県

北宇和郡松野町
北宇和郡鬼北町

安芸市

宿毛市

土佐清水市

香南市

長岡郡本山町

幡多郡三原村